

北信高等学校体育連盟内規

I 総則関係内規

1. 本連盟を次の地区に分ける。
須高地区 下高井郡 飯山市 中野市 須坂市
長水地区 上水内郡 長野市北部（3区）
更埴地区 長野市南部（4区）千曲市 埴科郡
2. 事務局担当校は更埴・須高・長水の順で輪番制とし任期は1期3年とする。
3. 事務局には北信高体連負担の臨時職員をおくことができる。
4. 高等学校および生徒、職員の参加資格に関することは長野県高等学校体育連盟の基準による。

II 事業関係内規

1. 大会の開催は「北信高等学校体育連盟大会開催基準要項」による。
2. 調査・研究は調査研究委員会を設置して推進していく。
3. 表彰委員会を設け「北信高等学校体育連盟表彰規定」により該当者を表彰する。
4. 審査会を設け「北信高等学校体育連盟傷病等見舞金規定」「運営規定」に従って、不測の事態に対処する。

III 役員関係内規

1. 会 長 本連盟を代表し、県連盟の副会長を兼ねる。
2. 副 会 長 県連盟の評議員を兼ねる。
3. 監 事 1名は県連盟の監事を兼ねる。
4. 理 事 長 県連盟の副理事長・常任理事を兼ねる。
5. 事 務 局 長 県連盟の幹事を兼ねる。
6. 理 事 理事の内2名は県連盟理事、2名は県連盟評議員を兼ねる。
7. 専門委員長 専門委員長は、県の専門委員を兼ねる。
8. 専門委員 本連盟には下記の専門部と専門委員をおく。（ ）内は専門委員数。
A 陸上競技(9) 体操競技・新体操(3・2) 水泳(6) スキー(4) スケート(3)
カヌー(1)
B バスケットボール(6) バレーボール(6) ソフトボール(5)
サッカー(5) ハンドボール(3) ラグビー(4)
C 柔道(6) 剣道(6) 弓道(6) 空手道(4) 登山(4) 相撲(1)
アーチェリー(2)
D ソフトテニス(6) テニス(6) バドミントン(6) 卓球(6)
定通(当該校数)

※ A, B, C, D各ブロックより、県連盟の役員1名を選出する。
(内、理事2名、評議員2名)ただし、任期は1年とする。

IV 会議関係内規

1. 会議の構成と選出は次のようにする。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ①理事会 | 会長、副会長、監事、理事長、専門委員長、事務局長 |
| ②傷病等見舞審査委員会 | 理事長、事務局長及び事務局幹事 |
| ③表彰委員会 | 理事長、事務局長及び事務局幹事 |
| ④調査研究委員会 | 須高地区、長水地区、更埴地区それぞれより1名と事務局1名、理事長 |

2. その他の会議

加盟高等学校全職員を対象とした全体会を、年1回開催することができる。

V 会計関係内規

1. 分担金

1人500円とする。(5月1日現在の生徒数 納入期限は5月31日)

2. 大会参加料

1人500円とする。

3. 旅費

- ①役員、競技役員、審判員の旅費は、生徒引率の場合は支給しない。
- ②北信高体連事務局の算定した、旅費一覧表により支給する。
- ③役員、競技役員、審判員の手当は2,000円以内(旅費を含め上限3,000円)とする。ただし、生徒引率の場合は支給しない。また、生徒引率以外でも平日の場合は支給しない。
- ④大会等が都合で未実施の場合は事務局と相談し支給する。

4. 会場費

- ①高校以外の施設を使用する場合は実費支給するが、減免申請等を受け経費節減に努める。
- ②会議、講習会等の燃料代等は実費支給する。

5. 講習会

講師謝礼については、旅費を含み5,000～10,000円を支給できる。ただし、講師が学校職員で平日の場合は旅費のみ支給、生徒引率の場合は支給出来ない。

6. 旅費流用

50,000円までは会長の専決とし、それ以上は会長・副会長・理事の会議で決める。

平成 8年 2月20日改正

平成13年 4月10日改正

平成14年 2月22日改正

平成14年12月10日改正

平成16年 2月20日改正

平成17年12月 1日改正

平成21年12月 1日改正

平成25年 2月26日改正